

有資格コード一覧【一般建設業】

「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後の実経験者) 「4」…法第7条2号ロ該当(10年以上の実務経験者)

「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格等の有資格者)

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
01	法第7条第2号 イ 該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	一級建設機械施工技士	7				7							7																	
12	二級建設機械施工技士 第一種～六種	7				7							7																	
13	一級土木施工管理技士	7				7	7					7	7	7			7										7			
14	二級土木施工管理技士	種別	土木	7			7	7				7	7	7													7			
15			鋼構造物塗装																7											
16			薬液注入					7																						
20	一級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7		7			7				
21	二級建築施工管理技士	種別	建築	7																										
22			躯体			7	7					7	7	7																
23			仕上げ			7	7	7	7	7			7				7	7	7	7	7	7	7		7			7		
27	一級電気工事施工管理技士								7																					
28	二級電気工事施工管理技士								7																					
29	一級管工事施工管理技士									7																				
30	二級管工事施工管理技士									7																				
33	一級造園施工管理技士																										7			
34	二級造園施工管理技士																										7			
37	一級建築士	7	7				7			7	7								7											
38	二級建築士	7	7				7			7									7											
39	木造建築士			7																										
41	建設	7				7			7				7	7													7			
42	建設(鋼構造及びコンクリート)	7				7			7				7	7													7			
43	農業(農業土木)	7				7																								
44	電気・電子								7																		7			
45	機械																													
46	機械(流体工学)又は(熱工学)									7																				
47	上下水道									7																			7	
48	上下水道(上水道及び工業用水道)									7																		7	7	
49	水産(水産土木)	7				7									7															
50	林業(林業)																											7		
51	林業(森林土木)	7				7																						7		
52	衛生工学									7																				
53	衛生工学(水質管理)									7																			7	
54	衛生工学(汚物処理)(注1)又は(廃棄物管理)									7																		7	7	
	(合格後の実務経験)																													
55	第一種電気工事士									7																				
56	第二種電気工事士(3年)									7																				
58	電気主任技術者(一種・二種・三種)(5年)									7																				
59	電気通信主任技術者(5年)																											7		
68	甲種消防設備士																													7
69	乙種消防設備士																													7
65	給水装置工事主任技術者(1年)									7																				

電気工事士法「電気工事士試験」

電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

電気通信事業法

消防法「消防設備士試験」

水道法

免状

資格者証

免状

免状

免状

* 総合技術監理部門の対応する選択科目を含む

建築士法「建築士試験」

合格証明書

建設業法「技術検定」

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	(検定職種)																												
71	建築大工			7																									
72	左官			7																									
73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工・ウエルポイント施工				7																								
66	ウエルポイント施工				7																								
74	空調設備配管・冷凍空調機器施工								7																				
75	給排水衛生設備配管								7																				
76	配管(注2)・配管工								7																				
77	タイル張り・タイル張り工									7																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																			
80	石工・石材施工・石積み					7																							
81	鉄工(注3)・製罐										7																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注4)											7																	
83	工場板金																7												
84	建築板金・板金・板金工(注5)						7										7												
85	板金・板金工・打ちだし板金																7												
86	かわらぶき・スレート施工					7																							
87	ガラス施工																	7											
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
89	建築塗装・建築塗装工																	7											
90	金属塗装・金属塗装工																	7											
91	噴霧塗装																	7											
67	路面標示施工																	7											
92	畳製作・畳工																		7										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7										
94	熱絶縁施工																			7									
95	建具製作・建具工・木工(注6)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7		
96	造園																								7				
97	防水施工																	7											
98	さく井																										7		
民間資格	認定証明書	61	地すべり防止工(1年)(注7)			7																					7		
	登録証	62	建築設備士(1年)																										
	合格証書	63	計装(1年)(注7)							7	7																		

建設業の種類は、建設業法に定められた28に分類したもので、各々、土=土工事業、建=建築工事業、大=大工工事業、左=左官工事業、と=とび・土工事業、石=石工事業、屋=屋根工事業、電=電気工事業、管=管工事業、タ=タイル・れんが・ブロック工事業、鋼=鋼構造物工事業、筋=鉄筋工事業、ほ=舗装工事業、し=しゅんせつ工事業、板=板金工事業、ガ=ガラス工事業、塗=塗装工事業、防=防水工事業、内=内装仕上工事業、機=機械器具設備工事業、絶=熱絶縁工事業、通=電気通信工事業、園=造園工事業、井=さく井工事業、具=建具工事業、水=水道施設工事業、消=消防施設工事業、清=清掃施設工事業の略である。

注1)「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施工規則による選択科目である。

注2)配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

注3)鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。

注4)鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限る。

注5)板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められる者は、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はない。

注6)木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。

注7)地すべり防止工士及び1級計装士は、平成18年4月1日以降の合格者は合格後の実務経験が1年以上必要。

有資格コード一覧【特定建設業】

- 「2」・・・法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後の実経験）及び法第15条第2号ロ該当（指導監督の実務経験）
- 「3」・・・法第15条第2号ハ該当（大臣認定、同号イと同等以上）
- 「5」・・・法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）及び法第15条第2号ロ該当（指導監督の実務経験）
- 「6」・・・法第15条第2号ハ該当（大臣認定、同号ロと同等以上）
- 「8」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格者等の有資格者）及び法第15条第2号ロ該当（指導監督の実務経験）
- 「9」・・・法第15条第2号イ該当（国家資格等の有資格者）

資格区分	建設業の種類																											
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	刀	塗	防	内	環	絶	通	圍	井	具	水	消	清
01 法第7条第2号イ該当				2	2	2	2				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02 法第7条第2号ロ該当				5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	3	3								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
04 法第15条第2号ロ該当(同号ロと同等以上)				6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11 一級建設機械施工技士	9										9																	
12 二級建設機械施工技士											9																	
13 一級土木施工管理技士	9										9	9					9											9
14 二級土木施工管理技士												8					8											8
15 種別 土木																												
16 種別 鋼構造物塗装																												
16 種別 薬液注入																												
20 一級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9	9				9	9	9				9	9	9	9	9	9	9				9	
21 二級建築施工管理技士																												
22 種別 建築																												
22 種別 躯体																												
22 種別 仕上げ																												
23 一級電気工事施工管理技士																												
27 一級電気工事施工管理技士																												
28 二級電気工事施工管理技士																												
29 一級管工事施工管理技士																												
30 二級管工事施工管理技士																												
33 一級造園施工管理技士																												
34 二級造園施工管理技士																												
37 一級建築士	9	9									9	9										9						
38 二級建築士																												
39 木造建築士																												
41 建設	9	9																										
42 建設(鋼構造及びコンクリート)	9	9																										
43 農業(農業土木)	9	9																										
44 電気・電子																												
45 機械																												
46 機械(流体工学)又は(熱工学)																												
47 上下水道																												
48 上下水道(上水道及び工業用水道)																												
49 水産(水産土木)	9	9																										
50 林業(林業)																												
51 林業(森林土木)	9	9																										
52 衛生工学																												
53 衛生工学(水質管理)																												
54 衛生工学(汚物処理)(注1)又は(廃棄物管理)																												
(合格後の実務経験)																												
55 第一種電気工事士																												
56 第二種電気工事士(3年)																												
58 電気主任技術者(一種・二種・三種)(5年)																												
59 電気通信主任技術者(5年)																												
68 甲種消防設備士																												
69 乙種消防設備士																												
65 給水装置工事主任技術者(1年)																												

建設業の種類は、建設業法に定められた28に分類したもので、各々、土=土木工業、建=建築工業、大=大工工業、左=左官工業、と=とび・土工工業、石=石工業、屋=屋根工業、電=電気工業、管=管工業、夕=タイル・れんが・ブロック工業、鋼=鋼構造物工業、筋=鉄筋工業、ほ=舗装工業、し=しゅんせつ工業、板=板金工業、カ=ガラス工業、塗=塗装工業、防=防水工業、内=内装仕上工業、機=機械器具設備工業、絶=熱絶縁工業、通=電気通信工業、圍=造園工業、井=さく井工業、具=建具工業、水=水道施設工業、消=消防施設工業、清=清掃施設工業の略である。

- 注1) 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施工規則による選択科目である。
- 注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選
- 注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。
- 注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格
- 注5) 板金・板金工：屋根工業の有資格者として認められる者は、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作
- 注6) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。
- 注7) 地すべり防止工事士は、平成18年4月1日以降の合格者は合格後の実務経験が1年以上必要。